

第四次  
地球温暖化対策実行計画

令和5年3月

湯沢雄勝広域市町村圏組合  
地球温暖化対策実行計画推進委員会



## 目次

第1節 地球温暖化の概要 .....	1
1 地球温暖化に関する基礎知識.....	1
2 地球温暖化対策の動き .....	1
第2節 計画の基本事項.....	2
1 計画の位置づけ .....	2
2 温室効果ガスの種類 .....	2
3 温室効果ガス排出抑制計画書等の作成・提出 .....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象とする事務・事業の範囲.....	3
第3節 組合の現状 .....	4
1 エネルギー使用の現状 .....	4
2 エネルギー起源以外の温室効果ガスについて .....	4
3 温室効果ガスの排出量について .....	4
第4節 計画の目標 .....	5
1 取り組みに対する数値目標 .....	5
2 温室効果ガス排出量の目標 .....	6
第5節 取り組み内容 .....	7
1 具体的取り組み .....	7
2 報告・検討.....	8
第6節 推進・点検・評価等 .....	9
1 推進・点検体制 .....	9
2 職員研修体制 .....	9
3 計画推進措置と公表方法.....	9

## 第1節 地球温暖化の概要

### 1 地球温暖化に関する基礎知識

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告によると、近年の極端な異常気象は、地球温暖化によるものであり、その原因が人類の活動によるものである可能性がきわめて高いことが指摘されています。

このまま気温上昇が続いた場合、海面上昇による土地の浸食、降雨量の増加による水害、熱波による健康被害、農業生産の減少等の様々なリスクが生じることが予想されています。

### 2 地球温暖化対策の動き

1992年、国連のもと気候変動枠組条約が採択され、地球温暖化対策に全世界で取り組むことに合意し、1995年から同条約の規定に基づき、COP（気候変動枠組条約締約国会議）が毎年開催されています。1997年には、京都で開催されたCOP3において「京都議定書」が採択されました。2015年には、COP21でパリ協定が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して2℃を下回る水準にするとの合意がなされました。

日本は、中期目標として2030年度に2013年度比26%減（2005年度比25.4%）、長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスを削減することとしました。

秋田県では、2011年3月に「秋田県地球温暖化対策推進条例」を制定し、同条例に基づき「秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、2017年4月には「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」を、また2022年3月に「改訂版」を策定し、2030年度において2013年度比で54%（廃棄物部門6%）削減する目標です。

当組合では平成29年7月に第三次地球温暖化対策実行計画を策定しました。基準年度を平成27年度、期間を平成29年度～令和3年度に設定し、エネルギー起源CO2排出量（t-CO2）を基準値から5年で12%削減することを目標としました。結果として、基準値5,232t-CO2に対して令和3年度実績は4,291t-CO2で、17.99%の削減に成功し目標を達成しております。

## 第2節 計画の基本事項

### 1 計画の位置づけ

この計画書を次の通り位置づけます。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」といいます。)第21条第3項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」として位置づけます。
- (2) 秋田県地球温暖化対策推進条例(以下「県条例」といいます。)第9条第1項の特定事業者による「温室効果ガス排出抑制計画書」として位置づけます。
- (3) 湯沢雄勝広域市町村圏組合「第四次地球温暖化対策実行計画書」として位置づけます。

### 2 温室効果ガスの種類

温対法で報告の対象となる温室効果ガスの種類は、下表のとおりです。特定事業者の要件を満たす事業者は、毎年7月末日までに報告する義務があります。

(表1)

温室効果ガス名	排出活動例	特定事業者要件
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	燃料の使用 供給された電気の使用など	エネルギー使用量合計が原油換算で1,500kℓ/年以上
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	廃棄物の焼却 廃棄物燃料の使用など	全事業所の排出量合計がCO <sub>2</sub> 換算で3,000t以上
メタン	下水、し尿等の処理 廃棄物の焼却など	〃
一酸化二窒素	下水、し尿等の処理 廃棄物の焼却など	〃
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	HFCの製造 溶剤等での利用など	〃
パーフルオロカーボン類(PFC)	PFCの製造 溶剤等での利用など	〃
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	SF <sub>6</sub> の製造など	〃
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	NF <sub>3</sub> の製造など	〃

### 3 温室効果ガス排出抑制計画書等の作成・提出

県条例第10条の規定により特定事業者は、「温室効果ガス排出抑制計画書」及び「温室効果ガス排出量等報告書」を作成し、秋田県知事あてに提出する必要があります。当組合は、令和2年度原油換算エネルギー使用量が2,180kℓで、特定事業者となります。

#### 4 計画の期間

本計画の実施期間は令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）とします。また、基準年度は平成29年度とします。

#### 5 計画の対象とする事務・事業の範囲

実行計画における対象は、本組合同規約に定められた事務事業（指定管理者を指定した施設は除く。）を対象とします。

対象とする組織・施設

部局名	課・署・施設	機関・施設名
事務局	総務財政課	
	事業管理課	
消防本部	総務課	
	予防課	
	警防課	
	救急救助課	
	消防署	消防署、稲川分署、雄勝分署、羽後分署、東成瀬分署、皆瀬分署
環境施設	火葬場	
	ごみ処理施設	湯沢雄勝クリーンセンター・湯沢雄勝リサイクルセンター・湯沢雄勝一般廃棄物最終処分場・八面一般廃棄物最終処分場・リサイクルプラザ
	し尿処理施設	清掃センター
	家畜保冷施設	家畜保冷センター

## 第3節 組合の現状

### 1 エネルギー使用の現状

組合の二酸化炭素排出要因となるエネルギー等の使用量は、以下のとおりであり、二酸化炭素換算で、4,692 t-CO2となります。

平成29年度（第四次計画基準年度） エネルギー等の使用現状

区 分		単位	使 用 量		
			事務局	消防	環境施設
燃料関係	ガソリン	L	1,582.25	29,189.10	1,688.70
	灯油	L	26,774.00	51,674.00	91,790.00
	軽油	L	0	15,049.40	20,116.00
	A重油	L	0	25,000.00	3,250.00
	L P G	m <sup>3</sup>	69.90	754.00	1,086.70
電気	昼間買電	Kwh	79,304.00	321,518.00	3,711,701.00
	夜間買電	Kwh	19,512.00	ND	3,240,933.00

### 2 エネルギー起源以外の温室効果ガスについて

当組合において排出しているものとしては、非エネルギー起源CO2、メタン、一酸化二窒素がありますが、この中で報告義務が生じるものは、非エネルギー起源CO2（総排出量：8,894 t-CO2）のみとなります。

### 3 温室効果ガスの排出量について

上記1、2から、当組合の報告する温室効果ガス排出量は、エネルギー起源CO2及び非エネルギー起源CO2の合計となります。

よって、基準年となる平成29年度における排出量は、

$$4,692(t-CO2) + 8,894(t-CO2) = 13,586(t-CO2)$$

となります。

## 第4節 計画の目標

### 1 取り組みに対する数値目標

本計画では、エネルギー起源CO2を対象とし、平成29年度実績を基準に、令和12年度を目標年度に設定し、以下の取り組みを実行することにより数値目標の達成を図るものです。

#### 1) 各項目別数値目標

項 目		数値目標	内容・設定値について
1	電力使用量の削減	1% 以上	電力使用について  各施設の照明のLED化を随時進めており、今後も継続していく。  運転方法等の創意工夫に努める。
2	冷・暖房の適正使用による燃料の削減	20% 以上	・灯油の削減について  暖房及びごみ処理施設の焼却等に使用している。今後ごみの減量やりサイクル推進、室内設定温度の適正化に努める。
		20% 以上	・A重油の削減について  消防施設の暖房に利用している。温度設定の適正化に努める。
3	公用車燃料費の削減	20% 以上	・ガソリン・軽油の削減について  公用車出張や消防の救急災害出動回数は増加傾向にあり、今後も出動回数等の減少は難しい状況にあるが、可能な限り節約に努める。



## 2 温室効果ガス排出量の目標

各種取り組みを行うことにより、令和12年度を目標年次とし、エネルギー起源二酸化炭素の総排出量を平成29年度比で15%削減することを目標とします。また、非エネルギー起源CO2については、構成市町村の一般廃棄物の排出量に応じて変動するため、具体的な数値目標は設けず、横ばいに推移すると想定します。

◆表1 平成29年度（基準年度）のエネルギーの使用量（再掲）

区 分		単位	使 用 量		
			事務局	消防	環境施設
燃料関係	ガソリン	L	1,582.25	29,189.10	1,688.70
	灯油	L	26,774.00	51,674.00	91,790.00
	軽油	L	0	15,049.40	20,116.00
	A重油	L	0	25,000.00	3,250.00
	L P G	m <sup>3</sup>	69.90	754.00	1,086.70
電気	昼間買電	Kwh	79,304.00	321,518.00	3,711,701.00
	夜間買電	Kwh	19,512.00	ND	3,240,933.00



◆表2 令和12年度に目標とするエネルギーの使用量

区 分		単位	使 用 量	
			事務局・消防	環境施設
燃料関係	ガソリン	L	24,617.08	1,350.96
	灯油	L	62,758.40	73,432.00
	軽油	L	12,039.52	16,092.80
	A重油	L	20,000.0	2,600.00
	L P G	m <sup>3</sup>	823.90	1,086.70
電気	昼間買電	Kwh	396,813.78	3,674,583.99
	夜間買電	Kwh	19,316.88	3,208,523.67

※令和2年3月から事務局が消防庁舎に移転したため、事務局・消防を合算しています。

これを二酸化炭素換算すると、3,976t-CO2となり、非エネルギー起源CO2が横ばいで推移したと想定すると、温室効果ガス排出量目標値(令和12年度)は、

$$3,976(t-CO2) + 8,894(t-CO2) = 12,870(t-CO2)$$

となり、基準値13,586(t-CO2)から5%削減することを目標とします。

## 第5節 取り組み内容

### 1 具体的取り組み

#### 1. サービスの使用に関する取り組みについて

##### ①電気の使用

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"><li>・昼休み及び不在箇所を消灯する。</li><li>・トイレ、廊下、事務所等で自然光を活用し、最小限の点灯に努める。</li><li>・クールビズ、ウォームビズに取り組み、空調機器の適切な調整（目標室内温度夏季28℃、冬季20℃）を行う。</li><li>・電気機器の更新時には、エネルギー消費効率の良い製品の優先的な購入を検討する。</li><li>・使用しない電気機器についてはコンセントを抜くか、節電を徹底するため、テーブルタップ式への切り替えを検討する。</li><li>・パソコン使用中は10分以上の待機時間をなくする。</li><li>・老朽化した照明器具等の交換の際は、節電タイプを設置する。</li></ul>

##### ②冷・暖房等の燃料の使用

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"><li>・クールビズ、ウォームビズに取り組み、空調機器の適切な調整（目標室内温度夏季28℃、冬季20℃）を行う。</li><li>・ボイラー等の更新時には、エネルギー消費効率の良い製品の優先的な購入を検討する。</li><li>・ボイラー・ガス機器の適正運転を行う。</li></ul>

##### ③自動車使用について

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設に配備されている各種車両の更新時には、小型車、低公害車の優先的な購入を検討する。</li><li>・暖気運転を行わないように努める。</li><li>・車両点検時間の短縮を図る。</li></ul>

##### ④職員の時間外勤務について

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"><li>・時間内業務遂行を目指し、設備使用等の軽減が図れるよう推進する。</li></ul>

##### ⑤消耗品や備品の購入について

取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品や備品を購入する際には、環境に優しい製品を優先するものとします。</li></ul>

⑥ 廃棄物の減量について

取 組 内 容
・ ごみの分別、減量に努めるとともに、住民への啓蒙活動に努める。

## 2 報告・検討

計画の推進状況を把握するため、所属毎に実績を報告し、推進・点検を行います。

報告は、別紙・計画書作成シートにより前年度分を報告するものとします。

報告をもとに推進委員会を開催し、計画の達成状況について検討を行います。

## 第6節 推進・点検・評価等

### 1 推進・点検体制

当組合における地球温暖化対策実行計画策定と取り組みは推進委員会を設置して実施します。

推進委員会は、年1回開催するものとします。

### 2 職員研修体制

上記推進委員会において決定・検討されたことを実践するために、各推進委員が職員への情報提供を実施し、職員の意識向上に努めます。

### 3 計画推進措置と公表方法

#### 1) 推進を図るための措置

温暖化対策実行計画の推進に課題が生じた場合、推進委員会を開催し、適切な推進措置を検討します。

#### 2) 公表方法について

策定した計画及び毎年度の実施状況を公にするため、組合広報「ゆざわおがち広域」等で公表します。また、秋田県地球温暖化対策推進条例により提出された報告書は、県のホームページに公表されます。